

障害福祉分野就職支援金貸付事業 概要

(1) 目的

より幅広く新たな障害福祉人材を確保する観点から、他業種で働いていた方等の障害福祉分野への参入を促進するため、就職の際に必要な経費に係る支援金の貸付を実施します。

(2) 実施主体

社会福祉法人群馬県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が行います。

(3) 貸付対象・条件等

①貸付対象

以下の要件をすべて満たす方に、障害福祉分野就職支援金を貸し付けます。

ア 以下のいずれかの研修を受講し、修了した方又は介護福祉士資格取得者

- ・介護職員初任者研修
- ・実務者研修
- ・居宅介護職員初任者研修
- ・障害者居宅介護従事者基礎研修
- ・重度訪問介護従事者養成研修(基礎、統合及び行動障害支援いずれかの課程と応用)
- ・同行援護従事者養成研修（基礎課程と応用課程）
- ・強度行動障害支援者養成研修（基礎課程と実践課程）

イ 令和3年4月以降、群馬県内の障害福祉サービス等を提供する事業所等に障害福祉職員として就労した若しくは就労を予定している方

ウ 介護分野や障害福祉分野で障害福祉職員等として勤務した経験がない方

エ 障害福祉職員等として就職する日までに群馬県福祉マンパワーセンター等において、求職登録を行った方

オ 障害福祉分野就職支援金利用計画書を提出した方

カ 再就職準備金又は介護分野就職支援金の貸付を受けたことがない方

②貸付額 上限200,000円

③資金使途

以下の用途のいずれかに該当する場合に、障害福祉分野就職支援金を貸し付けます。

ア 子どもの預け先を探す際の活動費

イ 介護に係る軽微な情報収集や講習会参加経費、参考図書等の購入費

ウ 介護職員等として働く際に必要となる靴や道具又は当該道具を入れる鞆等の被服費

エ 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用

オ 通勤用の自転車・バイクの購入費

カ その他、会長が就職する際に必要となる経費として適当と認める経費

④貸付利子は無利子です。

⑤連帯保証人が必要です。

(4) 貸付方法

障害福祉分野就職支援金は、県社協と貸付対象者との契約により貸し付けます。

(5) 資金の交付

就労先が決定し、就業証明書（要領様式11号）の提出後、全額を一括して振り込みます。

(6) 貸付契約の解除

県社協会長は、貸付の決定又は交付を受けている者が、下記のいずれかに該当するときは、貸付けの契約を解除します。

- ①心身の故障のため就労を継続する見込みがなくなったとき
- ②死亡したとき
- ③その他貸付事業の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき

(7) 返還について

返還の方法は、月賦、一括のいずれか希望する方法とし、払込取扱票により金融機関の窓口から納付していただきます。

- ①以下のいずれかに該当するときは、返還が始まります。

ア 貸付契約が解除されたとき

イ 県内区域において障害福祉職員等の業務に従事する意思がなくなったとき

ウ 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

- ②返還の期間は、返還事由が発生した月の翌月から15ヶ月以内の期間とします。

- ③正当な理由が無く、期日までに貸付金の返還をしなかったときは、延滞利子の支払い義務が生じます。

(8) 返還の猶予

以下のいずれかに該当するときは、申請により返還が猶予できます。

- ①県内において、障害福祉職員等の業務に従事しているとき
- ②災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき

(9) 返還債務の免除

- ①以下のいずれかに該当するときは、申請により貸付額に係る返還の債務を免除することができます。

ア 障害福祉職員等として就労した日から、県内区域において2年（在職期間が通算730日以上であり、かつ業務に従事した期間が360日以上）の間、引き続き障害福祉職員等の業務に従事したとき

イ 障害福祉職員等として従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため障害福祉職員等として継続して従事することができなくなったとき

- ②以下のいずれかに該当するときは、申請により貸付額に係る返還の債務を一部免除することができます（審査があります）。

ア 死亡し、又は障害により貸付を受けた貸付額を返還することができないと認められるとき

イ 長期間所在不明となっている場合等、貸付額を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したとき

ウ 県内において180日以上、障害福祉職員等の業務に従事したとき

(10) 申請書類

- ① 障害福祉分野就職支援金貸付申請書（要領様式第12号）
- ② 身上調書（要領様式第2号）
- ③ 申請者の住民票
- ④ 障害福祉分野就職支援金利用計画書（要領様式第13号）
- ⑤ 研修修了証の写し
- ⑥ 群馬県福祉マンパワーセンター、群馬県福祉マンパワーセンター高崎支所又は東毛地区福祉人材バンクに求職登録を行ったことを証する書類（登録カードの写し（両面）など）

- ⑦ 就業証明書（要領様式第 11 号）※
※ 就業先決定（内定）後に提出。
- ⑧ 介護福祉士修学資金等貸付事業における個人情報の取扱同意書（要領様式第 39 号）
- ⑨ 連帯保証人についての書類（住民票および所得証明書※）※源泉徴収票は不可。

（１１）届出の義務

届出が必要なとき

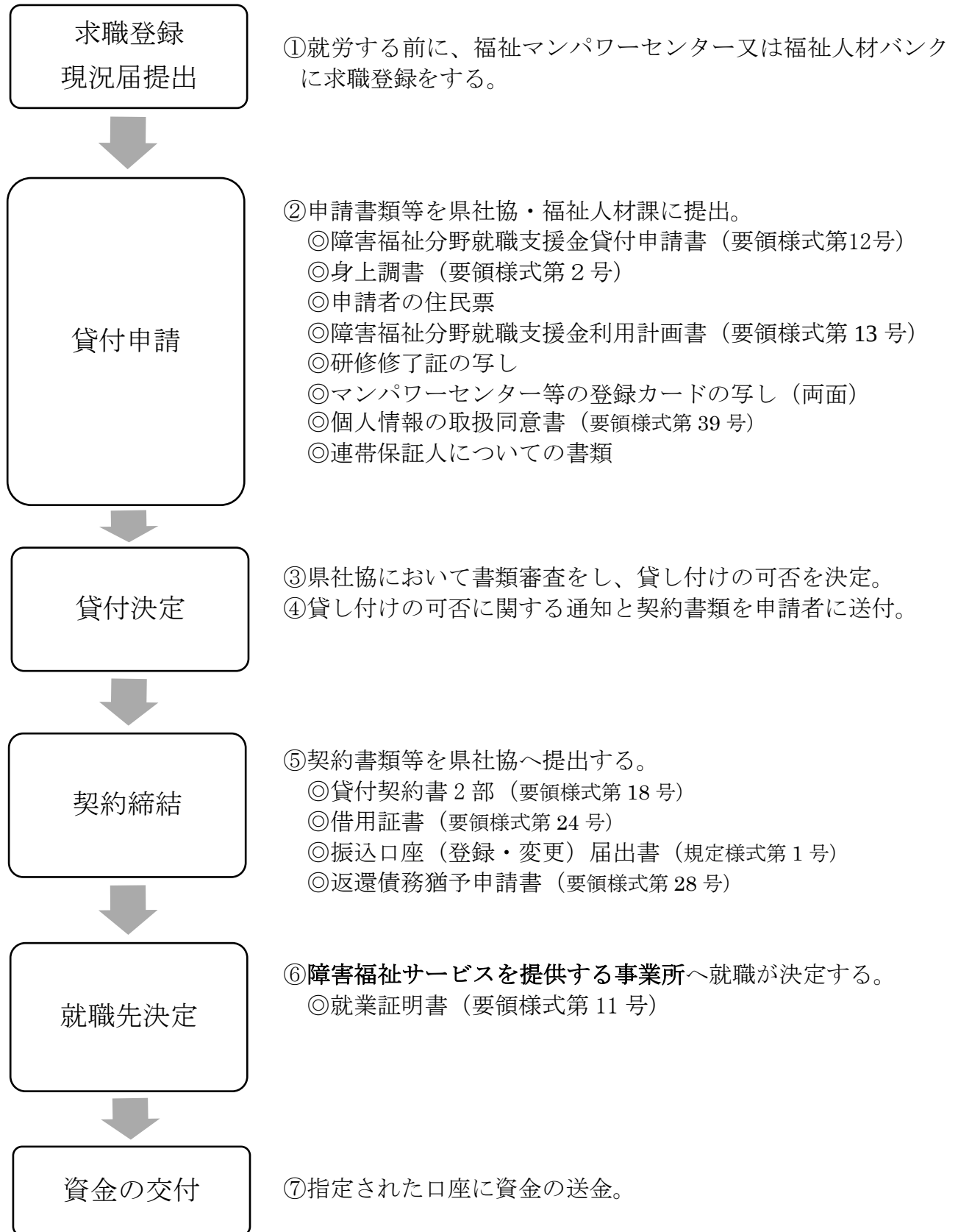
- ① 貸付対象者又は連帯保証人の住所・氏名・勤務先等に異動があったとき
- ② 就業したとき
- ③ 就業先を変更したとき
- ④ 死亡したとき

（１２）留意事項

- ・ 貸付決定後であっても就労先が障害福祉サービスを提供する事業所等異界の場合には、貸付対象となりません。
- ・ 貸付の適否は必ず審査があります。審査の結果、ご希望に沿えない場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

手続きについて

(1) 貸付申込み～契約～資金交付までの手続き

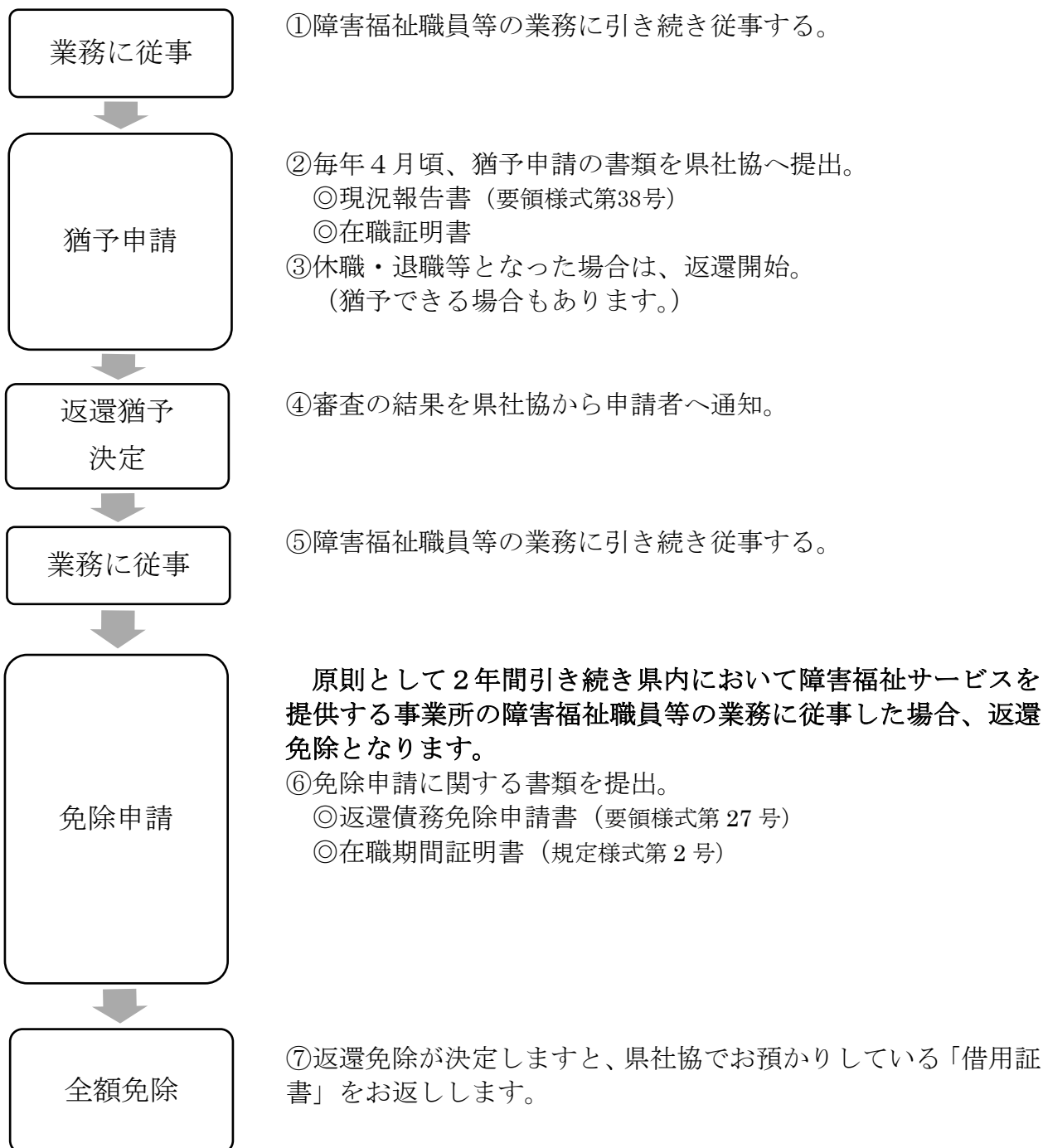


(2) 就職後の手続き

○返還猶予・免除の場合

障害福祉サービスを提供する事業所の障害福祉職員等の業務に従事した場合は返還債務を猶予します。

さらに、障害福祉職員等の業務に引き続き**2年間以上**（在職期間が通算 730 日以上であり、かつ業務に従事した期間が 360 日以上）従事した場合は、貸し付けた障害福祉分野就職支援金の返還を免除することができます。



○返還の場合

下記のいずれかに該当した場合、返還の理由が生じた日から15日以内に次の手続きが必要となります。

- ・貸付契約が解除されたとき
- ・県内区域において障害福祉職員等の業務に従事する意思がなくなったとき
- ・業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき

返還計画 申請

- ①返還を開始する場合、以下の書類を県社協へ提出。
◎修学資金等返還計画書（要領様式第31号）

貸付金の 返還

- ②県社協より「払込取扱票」を送付。
同封している返還計画書通りに直ちに返還していただきます。

借用証書 の返還

- ③返還が完了した場合は、県社協がお預かりしている「借用証書」を返却いたします。

（3）その他の手続き

◇貸付対象者または連帯保証人の氏名、住所を変更したとき

- ◎変更届（要領様式第33号）
- ◎変更内容がわかる次の書類のいずれか
 - ・住民票
 - ・運転免許証の写し（裏面・表面の両方）

◇連帯保証人を変更したとき

- ◎連帯保証人変更届願（要領様式第19号-①）
- ◎連帯保証人に関する以下の書類のいずれかと所得証明書
 - ・住民票
 - ・運転免許証の写し（裏面・表面の両方）

◇就業先を変更したとき

- ◎就業先変更届（要領様式第36号）
- ◎新就業先の在職証明書

◇貸付対象者が死亡したとき

- ◎死亡届（要領様式第37号）
- ◎死亡診断書または戸籍抄本